入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和元年７月22日

支出負担行為担当官

富山労働局総務部長　加納　圭吾

◎調達機関番号　017　◎所在地番号　16

1　調達内容

⑴　品目分類番号　23

⑵　調達件名及び数量　高岡公共職業安定所新庁舎における什器等購入及び設置業務一式

⑶　調達件名の仕様等　入札説明書及び仕様書による

⑷　納入期限　契約締結日から令和２年２月３日まで

⑸　納入場所　富山県高岡市向野町３―43―４

⑹　入札方法　入札金額は総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶　平成31・32・33年度（又は令和01・02・03年度）厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の「物品の販売」においてＢ、Ｃ又はＤ等級に格付けされている者であること。

⑷　次の各号に掲げる制度が適用される者にあっては、この入札の入札書提出期限の直近２年間（⑤及び⑥については２保険年度）の保険料について滞納がないこと。

①厚生年金保険　②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）③船員保険　④国民年金　⑤労働者災害補償保険　⑥雇用保険

⑸　厚生労働省から指名停止等をうけている期間中の者でないこと。

⑹　資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること

⑺　経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

⑻　過去１年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。

⑼　入札説明書の交付を受け、入札しようとする物品の仕様が、上記１⑶の仕様書等に示した内容に適合するものであることを証明する書類（以下「応札仕様書」という。）の承認通知書を受け取った者であること。

⑽　その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

3　入札参加者に求められる義務

本案件に参加を希望する者は、応札仕様書を令和元年９月13日17時15分までに、下記４⑴の場所に提出しなければならない。

なお、提出された応札仕様書は富山労働局で審査するものとし、審査の結果、合格した者のみ入札に参加できるものとする。

4　入札書の提出場所等

⑴　契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒930―8509 富山県富山市神通本町１丁目５番５号　富山労働局総務部総務課会計第一係　江幡　綾子　電話076―432―2727

⑵　入札説明書等の交付方法　上記⑴の交付場所又は富山労働局ホームページにおいて交付する。

⑶　入札説明書等の交付期間　令和元年７月22日から令和元年９月13日まで

⑷　入札説明会の日時及び場所　令和元年８月２日14時00分　富山労働総合庁舎５階　会議室501

⑸　入札参加資格確認申請書等の提出期限　令和元年９月13日17時15分までに、入札説明書に定める書類を上記⑴に提出すること。また、郵送（簡易書留に限る。）も可とするが、上記⑴あてに入札参加資格確認申請書等の提出期限の前日までに到着するよう送付しなければならない。

⑹　入開札の日時及び場所　令和元年９月30日10時00分　富山労働総合庁舎５階　会議室501

5　電子調達システムの利用

本件は、電子調達システムで行う。

なお、電子調達システムによりがたい者は、発注者に申し出た場合に限り、紙入札方式に変えることができる。

6　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除

⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、本公告に示した業務が履行できることを証明する書類を指定する期日までに提出しなければならない。入札者は支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札の条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

⑸　契約書作成の要否　要。

⑹　落札者の決定方法　本公告に示した業務を履行できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

⑺　その他　詳細は入札説明書による。

7　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Keigo Kanou, Director of General Affairs Department, Toyama Labour Bureau.

⑵　Classification of the services to be procured : 23

⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Article of furniture purchase of the Takaoka Public Employment Security Office. 1 set.

⑷　Delivery period : From a contract day to February 3, 2020

⑸　Delivery place : 3―43―4 Mukainomachi Takaoka-shi Toyama 933―0902 Japan.

⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

①　Not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause.

②　Not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.

③　Have Grade B, C or D in “Sales of products” in terms of qualification for participating in tenders by Ministry of Health, Labour and Welfare (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years of 2019, 2020 and 2021.

④　Not be in arrears either of insurance premiums (2 insurance year about (E) and (F)) for the last two years of this bid submission deadline, for bidders subject to the following insurance systems :

(A)　Welfare annuity insurance

(B)　Health insurance (by Japan Health Insurance Association)

(C)　Seamen’s insurance

(D)　National pension

(E)　Worker’s compensation insurance

(F)　Unemployment insurance

⑤　Not be currently under suspension of business order as instructed by Ministry of Health, Labour and Welfare.

⑥　Prove to have no false statement in tendering documents.

⑦　Prove neither the business condition nor credibility is deteriorating.

⑧　Have not received any administrative disposition of violation of laws and ordinances under jurisdiction of the Ministry of Health, Labour and Welfare within last a year.